

「令和6年度 一般廃棄物収集運搬業許可業者代表者研修及び従事者研修業務」 に係る委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 一般廃棄物収集運搬業許可業者代表者研修及び従事者研修業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年1月24日まで

3 業務の目的

事業所やマンション等から排出される一般廃棄物の収集運搬する、公的な役割を担う一般廃棄物収集運搬業許可業者の代表者及び従事者を対象に、当該業務の適切な遂行についての知識や技術など、能力向上を図ることを目的とした研修であり、次のような視点を踏まえて実施するものである。

(1) 代表者研修

「従業員が「やる気」を持ち続ける従業員教育」

運輸業の時間外労働の上限規制の適用により運輸業のみならず、廃棄物収集運搬業界においてもドライバーの確保が困難となっている。人材獲得競争の中、知識・経験を有するドライバーを定着させることは、収集運搬業を安定・継続させるために必要不可欠である。

ドライバーが「やる気」を持ち、モチベーションを保ちながら働き、この会社で働き続けたいと考えるドライバーを多く育てるために必要な従業員教育の手法と、ドライバー間でも知識や経験が継承されるよう、従業員間のつながりをつくる手法を習得できる内容とする。

(2) 従事者研修

「事例から学ぶコンプライアンス」

一般廃棄物収集運搬業は廃掃法に基づく許可を受けて業務を行うものであり、法令遵守は徹底しなければならない。一人の行為が企業の経営や信用にも影響を及ぼすことにもなる。

実際に発生した本市と他都市の廃棄物処理法並びに道路交通法の違反事例(※)を基に、なぜ違反が発生したのか、どうすれば防げたのか、違反を繰り返さないためにはどうすればよいのか。従業員が自身の日常を振り返り、考えながら研修を受講できる手法を用いて、法令遵守の重要性を改めて認識させる内容とする。

※ 本市の事例については、本契約の締結後、受託者のみに提供します。他都市の事例については、受託者が提供することとします。

4 業務の概要

(1) 研修の企画・実施

ア 代表者研修及び従事者研修の企画

イ 代表者研修及び従事者研修の実施

- 実施する業務内容
 - ・ 研修テキスト及び研修動画の制作
 - ・ 従事者研修のテキストには研修内容を1頁にまとめたページを作成すること。
 - ・ 制作した本研修動画のDVDへの書き込み
 - ・ 制作した本研修動画のインターネット上での配信
 - ・ 本研修資料（研修テキスト、研修用DVD等）の各許可業者（73業者）への送付
 - ・ 本研修受講者からの研修受講後の質問に対する回答の対応（受講者とのやり取りは、本市を通じて行うものとする。）

- 受講者数
 - 代表者研修 73名程度
 - 従事者研修 360名程度

- 受講時間（代表者研修、従事者研修共通）
 - 50分～60分程度
 - （研修動画の視聴以外に、受講者が研修課題に取り組む時間及び受講報告書（後日、本市廃棄物指導課に提出）を作成する時間を含む。）

(2) 研修方法

- ・ 事前に制作した研修動画をDVD又はインターネットにより視聴
- ・ 講義中に受講者が設問に回答する演習など、聴講するだけにならないような工夫を取り入れること。

(3) 研修受講日

令和6年11月25日～同年12月13日
（各受講者の都合のよい時間に受講させる。）

(4) 受講場所

各許可業者の事務所、代表者・従事者の自宅等の任意の場所

(5) その他

- ア 本研修に使用する備品（パソコン、DVDプレイヤー等）は、各受講者で用意する。
- イ 各受講者が本研修を受講する際に発生する経費（電気代、通信料）は、各受講者の負担とする。
- ウ 本件業務の履行に伴い発生する経費（人件費、交通費、本研修テキスト及び本研修動画の制作費、本研修テキストの印刷費、本研修用DVDの作成費、インターネットを通じて本研修動画を対象の受講者に視聴させるためのシステム等の使用料、各許可業者（73業者）への本研修資料（研修テキスト、研修用DVD等）の配送料、研修終了後に本市から受託者へ返却するDVDの配送料等）は、受託者の負担とする。

5 留意事項

- (1) 本件業務の履行に当たっては、適宜、本市と協議すること。
- (2) 業務の進捗状況については、随時、本市に報告し、指示を受けること。
- (3) 業務の遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。